

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令及び自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示等について

1. 背景

平成27年6月24日に公布された道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成27年法律第44号。以下「改正法」という。）による改正後の道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「改正車両法」という。）により、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標（以下「番号標」という。）について、国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければならないこととしたところ（改正車両法第19条、第36条、第36条の2及び第73条（第97条の3において準用する場合を含む。））。

上記の改正に伴い、番号標の表示すべき位置及び方法等について、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）等について所要の改正を行うこととする。

2. 概要

（1）道路運送車両法施行規則の一部改正

- a. 番号標の表示の位置は、自動車の前面及び後面（一部の自動車は後面のみ）であつて、番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置とすることとする。
- b. 番号標の表示の方法は、次のいずれにも該当するものとすることとする。
 - ①角度その他の表示の方法に関し、告示で定める基準に適合していること。
 - ②告示で定める物品以外のものが取り付けられておらず、かつ、汚れがないこと。

（2）自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示の制定

イ 第2条（自動車登録番号標等の表示の位置）

（1） a. の告示で定める位置は、見やすい位置とすることとする。

ロ 第3条（自動車登録番号標等の表示の方法の基準）

（1） b. ①の告示で定める基準は、次に掲げるものとすることとする。

- ①上下向きの角度及び左右向きの角度について一定の範囲内であること。
- ②番号標の左右両端を結ぶ直線が水平であること。
- ③番号標を確実に取り付けること等によって表示していること。

④その他、番号標が折り返されていない等、番号の識別に支障が生じないこと。

ハ 附則 平成33年3月31日以前に登録を受ける自動車等に係る番号標については、ロ①にかかわらず、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によることができることとする。

(3) 自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示の制定

イ 本則 (1) b. ②の告示で定める物品は、次の物品とすることとする。

①法令によって取り付けることとされている封印、検査標章等

②自動車登録番号標等に取り付けるフレームのうち、一定の幅以下等のもの

③自動車登録番号標等に取り付けるボルトカバーのうち、一定の直径以下等のもの

ロ 附則 平成33年3月31日以前に登録を受ける自動車等に係る番号標に取り付けるフレーム及びボルトカバーについては、イ②及び③にかかわらず、自動車の運行中番号が判読できる等の基準に適合するものを取り付けることができることとする。

(4) 国土交通省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部改正

(5) 平成七年運輸省告示第四十号（前面の自動車登録番号標又は臨時運行許可番号標を省略できる大型特殊自動車）の一部改正

(1)の改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととする。

3. スケジュール

公 布 : 平成27年12月28日

施 行 : 平成28年4月1日